

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
新幹線鉄道騒音に係る環境基準で定める地域の類型をあてはめる地域を定める件の一部を改正する件
- 騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件
- 振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件
- 漁業法により区画漁業について免許した件
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件

## 告 示

### 福島県告示第一号

新幹線鉄道騒音に係る環境基準で定める地域の類型をあてはめる地域を定める件（昭和五十二年福島県告示第千三百三十七号）の一部を改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年一月四日

二の項(一)中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。  
(水・大気環境課)

### 福島県告示第二号

騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件（昭和五十四年福島県告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

二の項に次のように加える。

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

三の項イに次のように加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

四の項ア中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

(水・大気環境課)

### 福島県告示第三号

振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件（昭和五十四年福島県告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

二の項に次のように加える。

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

三の項ウに次のように加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

(水・大気環境課)

### 福島県告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、区画漁業について平成三十一年一月一日次のとおり免許した。

平成三十一年一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 漁場計画の際の公示番号 別表のとおり
- 二 免許番号 別表のとおり
- 三 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり
- 四 漁業権の種類 区画漁業権
- 五 漁業の種類、名称及び時期
- 六 漁業の名称 別表のとおり
- 七 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- 八 漁場の位置 別表のとおり

七 漁場の区域 別表のとおり  
八 漁業権の制限又は条件

- 1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
- 2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
- 3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
- 4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならぬ。
- 5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。

九 地元地区 別表のとおり  
十 漁業権の存続期間  
平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで







内区第四〇号	内区第三九号	
内区第四〇号	内区第三九号	
熊田 純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二番地之二	熊田 純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二番地之二	
こい養殖業	こい養殖業	
西白河郡西郷村大字小田倉字大沢一	西白河郡西郷村大字真船字赤坂五の二	
黒森ため池	赤坂ため池	
西白河郡西郷村	西白河郡西郷村	矢吹町

(水産課)

## 福島県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

石川郡古殿町大字山上字松久保九八の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のもとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）